刈谷市情報公開条例 (抜粋)

(実施機関の公開義務)

- 第7条 実施機関は、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。
- (1) 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、 所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が 識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの。ただし、人の生命、健 康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 (平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公 共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規 定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は 事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生 活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は 個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (3) 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査、警備その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (4) 市の機関、国、独立行政法人等、市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 監査、検査、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理その他実施機関の事務又は事業 に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適 正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により公開することができないとされている情報